

4-2 生活環境の向上

■現況と課題

1. 環境美化の推進

豊かな自然に恵まれた環境を守り町民が快適に生活をするためには、一人ひとりが主体的にルールを守り、環境に配慮した取り組みを行うことが必要です。

当町では、町民や団体によるボランティアの美化清掃が行われており、美しい町で暮らせるよう、地域住民による「花いっぱい運動」や「町内一斉清掃美化活動」で、町の環境美化が図られています。特に、若者の地域参加や自治会未加入のアパート住民世帯への取り組みが、町民一体となった環境美化の推進に繋がることから、学校教育の場での環境学習における協力体制の強化やアパート周辺自治会及びアパート管理者と連携した取り組みを進めていく必要があります。

また、山間部などでは、建設業グループによる重機類を使ったボランティア活動による不法投棄類の回収が行われ、さわやかな環境を守るための不法投棄防止への取り組みもみられます。

今後ごみのない美しいまちづくりを進めるためには、地域住民や関係機関と連携を図り、環境美化活動を一層推進する必要があります。

2. 環境衛生の向上

さわやかな環境が育まれることは、安全安心なまちづくりに繋がることから、水質環境の保全、騒音や悪臭などの巡視体制、住民生活や農林業など産業活動に被害を及ぼす有害鳥獣や蜂などの害虫駆除に取り組んでいます。

今後は、狂犬病予防対策として、予防接種の徹底を図るとともに、増加するペット問題解決のため、飼育者に対し動物愛護思想の啓発や飼育マナーの向上を促す必要があります。

特に、町民から苦情の大半を占める犬の糞や放し飼い、野良猫の対処については、北海道の動物の愛護に関する条例や町の犬及び猫に関する条例に定める適正な飼育と管理に基づき、指導機関である日高振興局と連携した取り組みが必要です。

また、近年、全道的にエゾシカの生息数の増加による被害が拡大し、当町でも牧草などの食害が大きな問題となっています。さらに道路上での自動車との接触事故もあり交通安全からも、関係機関・団体連携した総合的な駆除対策を講じる必要があります。

3. 墓地の整備

当町が管理している墓地は、平成 21 年度に向別霊園 24 区画の増設工事を行い、平成 24 年度から供用開始を予定していますが、常盤墓地については、ほとんど残区画がない状態にあります。両墓地とも狭険で傾斜地が多いことから、墓地として活用できる新たな用地の選定や不用となった墓地の確認など、年次的整備が必要です。

4. 周辺環境の保全

当町から転出などでそのまま空き家になり、老朽化し危険な家屋、環境や景観上著しく適しない建物、施設について、所有権や取り壊し経費など大変難しい課題がありますが、地域の協

力のもと、これら建物などの取り壊しを含めた対応が必要です。

■今後の方向性

1. 環境美化の推進

(1)町民が主体となって取り組む環境美化活動など、町民との協働による環境整備を促進するとともに、自分の町は自分たちできれいにするという意識の高揚を図ります。

(2)不法投棄の防止に向けた啓発看板設置とパトロールを行うとともに、重機を持つ建設会社や山・海などに関連する団体、グループなどボランティア回収の活動協力を進めます。

2. 環境衛生の向上

(1)安全で快適な生活が送れるよう、産業や住民に危害を与える有害鳥獣や衛生害虫、野犬の駆除に努めるとともに、狂犬病の予防接種の徹底を図ります。

特にエゾシカの駆除対策は、日高管内全体の問題と捉え、管内各町や日高鳥獣被害対策広域協議会と連携した対策を講じるとともに、町内関係機関と一体となった被害防止に向けた取り組みを積極的に進めます。

(2)水質の保全を図るため、公共下水道の整備を促進するとともに、下水道などの整備区域以外の地区へ合併処理浄化槽の設置を奨励します。また、浄化槽などの適正な維持管理を図るため、指導・啓発に努めます。

(3)各家庭から排出されるし尿や浄化槽汚泥の適切な処理に努めるとともに、老朽化が進むし尿処理設置については、浦河浄化センターへのし尿投入など低コストによる処理に向け関係町と協議を図りながら検討します。

(4)水質汚濁防止法など環境公害に対する巡視や、地域からの情報、苦情などに早期に対応するよう努めます。

3. 墓地の整備

(1)町営墓地については、活用できる用地や不用となった墓地の所有者の再確認などを行い区画数の確保に努めます。

4. 周辺環境の保全

(1)老朽化して危険な空き家や景観上著しく適さない空き家などのほとんどが、所有者不明や何らかの課題がある物件であり、解決するには難しさもありますが、各関係機関と地域の協力のもと解消に努めます。

■実施事業

- ・「花いっぱい」コンクール
- ・花壇造成等整備事業
- ・花壇整備報償事業
- ・環境美化意識啓発事業
- ・地域自治会との連携（河川環境整備特別対策事業）
- ・公害等監視体制の強化と環境保全
- ・ごみ不法投棄等未然防止地域巡視事業
- ・汚水処理施設共同整備事業
- ・有害蜂駆除
- ・狂犬病予防対策事業
- ・野犬捕獲等業務委託料
- ・農業被害防止電気牧柵設置事業
- ・有害鳥獣駆除奨励金事業
- ・新規狩猟者育成確保促進事業補助
- ・公共下水道事業（再掲）
- ・合併処理浄化槽設置助成
- ・指導・啓発活動の実施
- ・し尿処理事業
- ・浦河浄化センターし尿投入計画【浦河し尿処理施設改修事業】
- ・墓地及び葬斎場整備事業
- ・シカ焼却施設の運営（再掲）
- ・くくり罨助成事業（再掲）